

上尾市教育委員会に対する請願の処理に関する規則をここに公布する。

令和8年2月24日

上尾市教育委員会

教育長 西倉 剛

### 上尾市教育委員会規則第3号

上尾市教育委員会に対する請願の処理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(請願書の提出)

第2条 教育委員会に対し請願しようとする者は、請願書を提出しなければならない。

2 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び所在地）を記載しなければならない。

(請願書の処理)

第3条 前条の請願書を受理したときは、上尾市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、速やかに教育委員会の会議に付するものとする。

(教育長の専決)

第4条 教育長は、前条の規定にかかわらず、請願で軽易な事項については、適宜これを処理することができる。緊急その他やむを得ない事情のあるときも、また同様とする。

2 教育長は、前項の規定により処理した事項は、その旨を教育委員会の会議に報告しなければならない。

(意見陳述の機会)

第5条 請願者は、教育委員会が許可したときは、教育委員会の会議において口頭で意見を述べること（次項において「意見陳述」という。）ができる。

2 意見陳述を希望する請願者は、請願書の提出と同時にその旨を申し出なければならない。

(通知)

第6条 教育委員会は、請願の処理の結果を請願者に通知するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、請願の処理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。